

今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている学生の生活支援を図るため、学生を受け入れている寮、下宿等の運営者が行う居住環境の向上又は家賃上昇の抑制に資する設備改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寮、下宿等 学生の居住の用に供する寮、下宿又はこれに類する施設であって、必要に応じて食事の提供その他学生生活に必要な支援を行うものをいう。
- (2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校、大学又は短期大学に在学する者をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）が実施する設備改修等の事業とする。

- (1) 市内に所在する寮、下宿等の運営者であること。
- (2) 当該施設において3名以上の学生を受け入れていること。
- (3) 補助事業実施後も継続して学生の居住の用に供する意思があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 過去に本補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる設備改修等に要する経費とする。（消費税及び地方消費税を除く。）

- (1) 居室の改修（空調設備、断熱、内装等）
- (2) 共用部分の改修（台所、浴室、トイレ等）
- (3) 省エネルギー設備の導入
- (4) 防災・安全対策に係る改修
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 補助率は3分の2以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、補助金の額は1施設当たり300万円を上限とする。

- 3 市内の施工業者（市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者）が行う設備改修等を対象とする。ただし、市外の施工業者が設備改修等を行うことについて相当の理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 4 補助対象事業が、他の補助制度による補助金を受ける場合においては、当該他の補助制度の交付の対象となった事業に係る経費は、補助対象経費から差し引かなければならない。
- 5 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 施設の概要が分かる書類
- （4） 補助事業の内容及び補助対象経費の内訳が分かる書類（見積書及び設計図書等）
- （5） 現況写真
- （6） 市税の滞納がないことを証する書類
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 補助事業は、交付決定後に着手し、当該年度の2月28日までに完了しなければならない。

（補助事業の変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市学生・生徒住マイル応援事業変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （2） 補助対象経費の総額の20%以上の経費項目の補助対象経費配分を変更しようとするとき。

- 2 前項の規定により市長が承認したときは、今治市学生・生徒住マイル応援事業変更承認通知書（別記様式第4号）により通知する。

（補助事業の中止及び廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ今治市学

生・生徒住マイル応援事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事業の中止（廃止）を承認した場合は、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、今治市学生・生徒住マイル応援事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費の明細書
- （2） 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- （3） 完成写真
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

（概算払）

第13条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金概算払請求書（別記様式第10号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助対象施設を補助金の確定を受けた日から5年を経過する日までの間に取り壊し、又は売却したとき。
- (4) 補助金の確定を受けた日から5年を経過する日までの間に補助対象施設を学生の居住の用に供しなくなったとき。
- (5) その他補助事業の執行について、不正の行為があったとき。

(加算金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月10日から施行する。

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付申請書

今治市学生・生徒住マイル応援事業について、同補助金の交付を受けたいので、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 施設所在地

3 入居学生数 人

4 添付書類

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 施設概要書
- （4） 見積書及び設計図書
- （5） 現況写真
- （6） 市税納税証明書
- （7） その他市長が必要と認める書類

(別紙様式1)

今治市学生・生徒住マイル応援事業 事業計画書・収支予算書

1 事業計画

所在地			
施設名称			
運営者		連絡先	
施設種別	寮 下宿 その他 ()		
現在入居学生数		収容人数	
建物の構造等	構造 : ☐ 木造 ☐ 鉄骨 ☐ 鉄骨コンクリート ☐ その他 ()		
	階数 : ☐ 平屋 ☐ 2階 ☐ 3階 ☐ その他 ()		
実施内容	(設備の改修) ☐ 居室の改修 (内容 :) ☐ 共有部分の改修 (内容 :) ☐ 省エネ設備 (内容 :) ☐ 防災・安全対策 (内容 :) ☐ その他 (内容 :)		
施工業者	所在地 (住所) 業者名 (代表者氏名)		
実施予定期間	着工予定 年 月 日 竣工予定 年 月 日		
他の公的 助成制度	☐ 利用あり (補助金名 : 受給日 : 補助額 : 円) ☐ 利用なし		
添付書類	見積書、設計図、現況写真、その他 ()		

2 収支予算

収入		支出	
費 目	金 額	費 目	金 額
市補助金	円	設備改修経費 (うち補助対象経費)	円 (円)
自己負担金	円		
その他収入	円		
計	円	計	円

補助金算定	補助対象経費	補助率	補助申請額 (上限300万円)
		2 / 3 以内	

(別紙様式2)

誓 約 書

(宛先) 今治市長

申請者 住所
氏名

(署名又は押印)

私は、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金の申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 本事業により改修等を行った設備について、補助金額の確定通知があった日から5年以上継続して学生の居住の用に供します。
- 2 本事業により改修等を行った設備を、補助金額の確定通知があった日から5年未満に取り壊し、売却等を行いません。
- 3 補助事業は交付要綱に基づき適正に実施し、補助金を他の目的に使用しません。
- 4 補助金交付要綱を遵守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、今治市から受けた補助金の一部、又は全部を直ちに返還します。
- 5 前項の返還を行う場合には、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付します。
- 6 今治市が指定する期日までに要綱第16条に基づく返還がなされない場合には、今治市が関係行政機関及び関係金融機関等に対し、私の所得・財産調査等を実施することに同意します。
- 7 前項の場合においては、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付します。

今治市指令記号第 号
年 月 日

今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付決定通知書

補助事業者名 様

今治市長

年 月 日付けで補助金交付申請のあった今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金について、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助事業の内容 設備改修等の費用

2 補助金交付決定額 _____円

3 交付条件

- (1) 今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱等を遵守すること。
- (2) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- (3) この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (4) この補助金の使途については、今治市監査委員等の監査を受けることがある。
- (5) この事業の完了後は、速やかに今治市学生・生徒住マイル応援事業実績報告書を提出しなければならない。

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市学生・生徒住マイル応援事業変更承認申請書

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記補助金について、内容に変更が生じたので、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更申請額

既交付決定額	_____円
変更後の申請額	_____円
差引増減額	_____円

4 添付書類

- （1） 変更の内容を示す書類（変更後の設計図面、見積書、契約書等の写し）
- （2） その他市長が必要と認める書類

別記様式第4号（第7条関係）

今治市学生・生徒住マイル応援事業変更承認通知書

今治市指令記号第 号
年 月 日

補助事業者名 様

今治市長

年 月 日付けをもって変更承認申請のありました今治市学生・生徒住マイル
応援事業補助金については、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱第7条
の規定により、次のとおり変更することを承認したので通知します。

記

1 変更承認の内容

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市学生・生徒住マイル応援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止期間（廃止の時期）

別記様式第 6 号（第 8 条関係）

今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付決定取消通知書

今治市指令記号第 号
年 月 日

補助事業者名 様

今治市長

年 月 日付け（記号）第 号をもって交付決定のあった今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金については、次の理由により取り消すことに決定しましたので通知します。

〔取消の理由〕

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市学生・生徒住マイル応援事業実績報告書

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 添付書類

- （1） 補助対象経費の明細書
- （2） 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- （3） 完成写真
- （4） 他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

別記様式第8号（第10条関係）

今治市指令記号第 号
年 月 日

補助事業者名 様

今治市長

今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金について、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金交付額を決定したので通知します。

補助金確定額 円

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の確定通知があった標記補助金について、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

_____ 円

内訳

交付決定額	_____ 円
概算払受領済額	_____ 円
今回請求額	_____ 円

【口座振込先】

金融機関名	銀行・金庫	支店
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け（記号）第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助金について、今治市学生・生徒住マイル応援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

_____ 円

内訳

交付決定額	_____ 円
概算払受領済額	_____ 円
今回請求額	_____ 円
残額	_____ 円

【口座振込先】

金融機関名	銀行・金庫	支店
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。